

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年1月17日
磯子警察署 生活安全課

令和6年12月末現在

暫定値		令和6年12月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	カード詐欺		窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
						オレオレ	キャッシュ													
区内全域	令和6年	630	6	45	41	36	5	409	4		23	151	21	20	60	130	34	15	19	95
	令和5年	574	1	50	37	28	9	383	8	2	8	127	18	20	87	113	14		14	89
	増減	56	5	-5	4	8	-4	26	-4	-2	15	24	3		-27	17	20	15	5	6
磯子	令和6年	76	1	8	8	6	2	44			4	15	1	2	10	12	6	3	3	9
	令和5年	67		5	3	3		43	3			12	3	1	16	8	2		2	14
	増減	9		3	5	3	2	1	-3		4	3	-2	1	-6	4	4	3	1	5
磯子台	令和6年	7		1	1	1		3				1				2	2			2
	令和5年	3		1																2
	増減	4			1	1		3				1				2	1	1		-2
鳳町	令和6年	0																		
	令和5年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和6年	50		1	2	2		41	1		5	9	5		4	17	2	2		4
	令和5年	37		2	6	5	1	24	1	1		4	3	2	3	10				5
	増減	13		-1	-4	-3	-1	17		-1	5	5	2	-2	1	7	2	2		-1
上町	令和6年	3	1	1				1			1									1
	令和5年	2						1				1								
	増減	1	1	1							1	-1								-1
上中里町	令和6年	11			1	1		6			2		1	2		1				4
	令和5年	13		2	1		1	10				3	1	1	1	4				4
	増減	-2		-2		1	-1	-4			2	-3		1	-1	-3				
栗木	令和6年	5						3					1			2	2		2	
	令和5年	12		2	3	3		7					1		1	5				
	増減	-7		-2	-3	-3		-4							-1	-3	2		2	
坂下町	令和6年	4						4				3				1				
	令和5年	1						1				1								
	増減	3						3				2								
汐見台	令和6年	11			1	1		7						1		6	1		1	2
	令和5年	6			1	1		3						2						2
	増減	5						4						-1		6	1		1	
下町	令和6年	3						3				1				2				1
	令和5年	3						2				2								
	増減	0						1				-2	1			2				-1
新磯子町	令和6年	5	1	1				1								1				2
	令和5年	1						1												
	増減	4	1	1												1				2
新杉田町	令和6年	24		3				15			1	9			1	4				6
	令和5年	12		1				10			1	3		1	1	4				1
	増減	12		2				5				6		-1						5
新中原町	令和6年	0																		
	令和5年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和6年	0																		
	令和5年	1																		1
	増減	-1																		-1
杉田	令和6年	92	1	10	8	7	1	49			1	13	1	1	17	16	5	2	3	19
	令和5年	111		13	1		1	82			3	29	1	4	25	20	2		2	13
	増減	-19	1	-3	7	7		-33			-2	-16		-3	-8	-4	3	2	1	6

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和6年12月末現在

暫定値		令和6年12月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和6年
杉田坪香	令和6年	0																			
	令和5年	3						2									1			1	
	増減	-3						-2									-1			-1	
滝頭	令和6年	24		2	1	1		17					3	5	3	2	4				4
	令和5年	16		2	1	1		7		1			2	1	2	1	2			2	4
	増減	8						10		-1			3	3	2	3	-2			-2	
田中	令和6年	7			2			5						1	4						3
	令和5年	10		2				5						1	4						-3
	増減	-3		-2	2	2	2														
中浜町	令和6年	3						2													1
	令和5年	3						2									2				1
	増減	0															-2				
中原	令和6年	29	1	1	2	2		16					1	4	2	2	7	2	2		7
	令和5年	22		3	3	3		11						5	1	5	5				5
	増減	7	1	-2	-1	-1	-1	5					1	-1	1	2	2	2	2	2	2
西町	令和6年	17		1				16						12	1		3				3
	令和5年	20		2				14	1				6	1	1	4	1	1		1	3
	増減	-3		-1				2	-1				6		-1	-4	2	-1		-1	-3
原町	令和6年	5		2				3					2				1				2
	令和5年	4		2		1		1									1				2
	増減	1		2		-1	-1	2					2								-2
馬場町	令和6年	4						3					1	1			1				1
	令和5年	3			1	1		1					1								1
	増減	1			-1	-1		2					1				1				
東町	令和6年	30		2				25								2	4	1	1		2
	令和5年	11						9					6	1		1	1				2
	増減	19		2				16					13	-1		1	3	1	1		
久木町	令和6年	16	1	2				8					1	2		2	3	1	1		4
	令和5年	8			1	1		6						1		2	3				1
	増減	8	1	2	-1	-1		2					1	1				1	1		3
氷取沢町	令和6年	3						3	1						2						
	令和5年	2			1		1	1							1						
	増減	1			-1		-1	2	1						1						
広地町	令和6年	6			1	1		1					1							1	3
	令和5年	5	1					2								2					2
	増減	1	-1		1	1		-1					1		-2					1	1
丸山	令和6年	33		2	2	1	1	26						3	13		3	7	3		3
	令和5年	24		4	1	1		13	1						5	1	2	4	3		3
	増減	9		-2	1		1	13	-1					3	8	-1	3	-2	3		-3
峰町	令和6年	2						2									2				1
	令和5年	1																			1
	増減	1						2									2				-1
森	令和6年	72		4	4	3	1	51	1	1	15			4	11	19	2	1	1		11
	令和5年	72		5	3	2	1	50	2	1	10			1	18	17	1		1		13
	増減	0		-1	1	1		1	-1		5			-1	3	-7	2	1	1		-2
森が丘	令和6年	1																			1
	令和5年	5						1							1						4
	増減	-4						-1							-1						-3
洋光台	令和6年	87		4	8	8		54	1				22	2	3	11	15	6	1	5	15
	令和5年	97		6	10	6	4	75					1	31	2	3	11	27	2	2	4
	増減	-10		-2	-2	2	-4	-21	1				-1	-9			-12	4	1	3	11

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和7年1月号



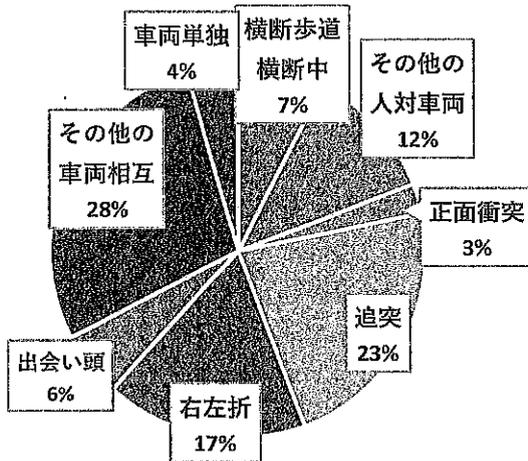
1 発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	230	0	275
前年累計	290	6	344
前年比	-60	-6	-69

*令和6年

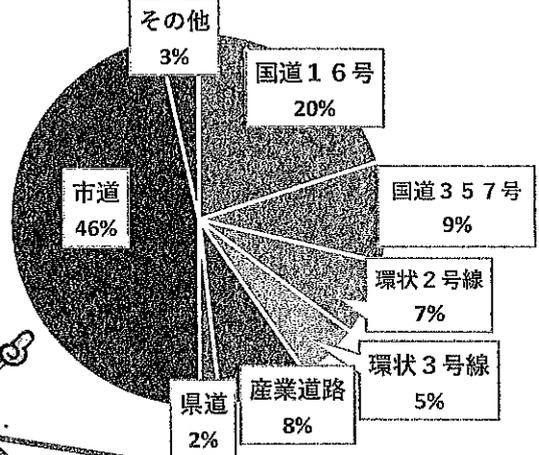
磯子警察署管内はみなさまのご協力のおかげで令和6年中交通事故件数が前年より減少し、交通死亡事故件数も前年が6件発生のところ0件でした。今年も去年に引き続き、交通ルールの遵守をよろしくお願いいたします。

2 類型別発生件数



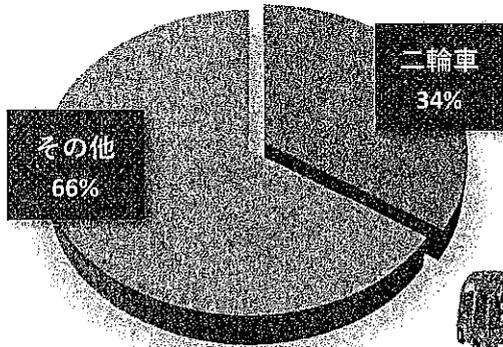
車間距離をしっかりとって走行しましょう。

3 路線別発生件数



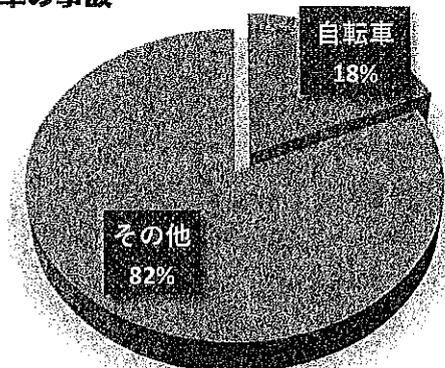
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

- *バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
- *自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

今年も交通安全のご協力をよろしくお願いいたします。寒い日が続いていますので、体調管理に気を付けていただき、体調不良の時の無理な運転は控えましょう。

安全は心と時間のゆとりから 特殊詐欺にも注意しましょう！



磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

- 3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

- 4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

- 5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、**ヘルメット**をかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバッグ
(左側)



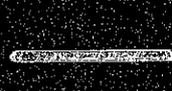
汎用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材ワッグルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

公式Twitter



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃ



いそっく



インゴリくん

令和6年中の火災・救急状況

＜令和6年1月1日から令和6年12月31日まで＞

※令和6年中の数値にあつては速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（12月）

- ・12月8日（日）磯子区森三丁目 建物火災
- ・12月25日（水）磯子区新杉田町 その他の火災
- ・12月26日（木）磯子区新杉田町 建物火災

■ 区内の火災件数等

		令和5年	令和6年	増減
火災件数		22件	22件	0件
種別	建物	15件	15件	0件
	車両	1件	2件	1件
	その他	6件	5件	△1件
焼損床面積		562㎡	180㎡	△382㎡
死者数		0人	1人	1人
負傷者数		6人	3人	△3人

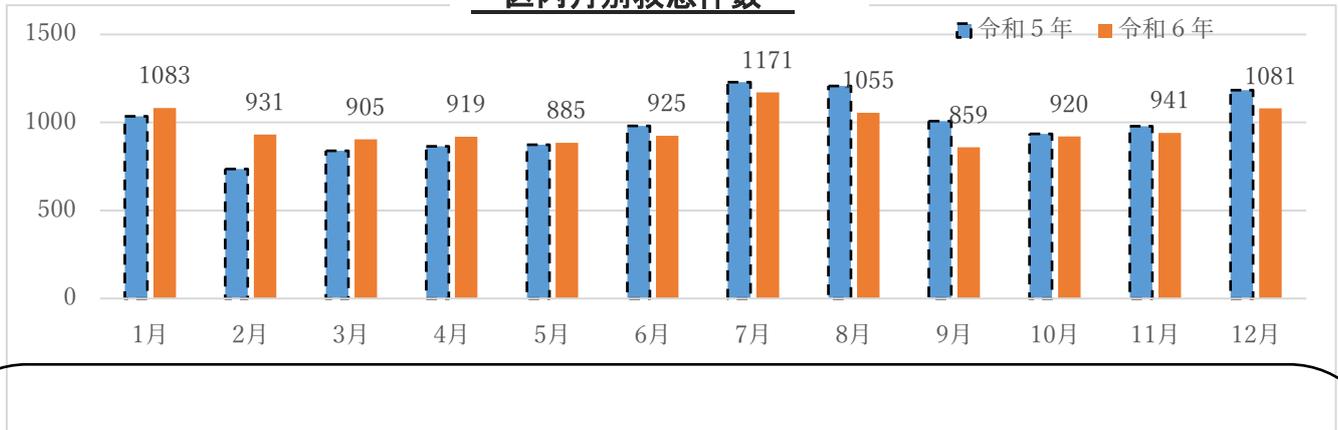
■ 市内の火災件数等

		令和5年	令和6年	増減
火災件数		733件	678件	△55件
種別	建物	438件	457件	19件
	車両	87件	59件	△28件
	その他	208件	162件	△46件
焼損床面積		9,227㎡	6,869㎡	△2,358㎡
死者数		15人	25人	10人
負傷者数		117人	108人	△9人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 11,675 件（昨年比 194 件減）・市内 256,481 件（昨年比 1,845 件増）

～区内月別救急件数～



洋光台南公園グラウンドにおける航空支援隊訓練の実施について（お知らせ）

ヘリコプターが離着陸できる場所として、磯子区で指定されている洋光台南公園において、災害発生時を想定した消防ヘリコプターの離着陸訓練を実施します。訓練場所周辺でヘリコプターの音とダウンウォッシュによる風が発生いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

1 実施日時

令和7年1月28日(火)9時00分から12時15分

2 実施場所

洋光台南公園グラウンド 磯子区洋光台六丁目37番地

3 訓練参加部隊等

(1) 磯子消防署

磯子指揮隊、磯子第2消防隊、磯子ミニ消防隊、杉田特別救助隊、杉田ミニ消防隊、洋光台消防隊、洋光台ミニ消防隊、予防担当等

(2) 横浜ヘリポート

航空消防隊

(3) 磯子消防団

磯子消防団第七分団等

4 実施内容

「洋光台南公園グラウンド」において、当局が運用する消防ヘリコプターの離着陸及び離着陸に伴う地上支援部隊との連携訓練を実施します。

5 その他

(1) 当日の訓練実施の可否については、天候等の状況により訓練開始2時間前までに最終決定します。

(2) 事前に洋光台地区連合自治町内会を通じて各自治会掲示板に広報文を掲示するとともに、洋光台南公園周辺の近隣住民等に広報文を配布し、訓練実施についての注意喚起を実施します。

(3) 本件に関するお問い合わせは、磯子消防署洋光台消防出張所の山崎または小泉までご連絡ください。TEL045-831-0119



LIVE 映像通信システム(映像 119)についての情報提供

1 趣旨

横浜市消防局では令和 5 年 2 月から「LIVE 映像通信システム(映像 119)」という新しい取り組みを始めています。

LIVE 映像通信システム(映像 119)とはスマートフォンを介して通報者の方と消防司令センターの間で、映像の送受信ができる仕組みです。

実際に、このシステムを活用し、傷病者の状況を司令センターで確認しながら適切な口頭指導を実施し、傷病者が社会復帰された事案もあります。

映像 119 模擬通報訓練を実施することも可能です。是非このシステムをご活用下さい。

※本システムは通常時に使用します。大地震等が発生した場合には使用できません。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてチラシを送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

映像 119 模擬通報訓練を活用される場合は磯子消防署総務・予防課にご相談下さい。

3 防災指導の申込方法

事前に磯子消防署総務・予防課にお問合せください。

電話 045-753-0119

4 訓練の内容

消防職員立ち合いの元、「LIVE 映像通信システム(映像 119)」で通報者と消防司令センターをつなぎます。(訓練時間は 3 分程度となります)

映像 119 模擬通報訓練では実際の通報と同じ手順を体験していただきます。

【実際の 119 通報の流れ】



※このシステムは使用に際して事前登録、アプリ等を必要としませんが、動画の送信には通信料がかかります。

なお、119 番通報を受けた指令管制員が必要と判断した場合に案内を行います。

システムについてご不明な点は消防局司令課までお問合せください。

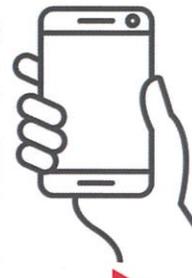
消防局司令課
担当 坂田 炭竈
電話 045-334-6412 /FAX 045-334-6720
メール sy-shirei@city.yokohama.jp

大切な人の命を守るために 映像119 始めました

映像119とは？

- スマートフォンを利用して災害や救急現場の映像を送信できます。
- 救急車が到着するまでの適切な対処方法を映像で配信します。

～救急車が到着するまでにできること～



映像119でリアルタイムに映像を送信

対処方法を映像で配信

司令室

救急車が到着するまでの間に
適切な対処方法を配信します

- 熱性けいれん
- 胸骨圧迫(心マ)
- 気道異物除去

※随時追加していきます



アプリ不要



スマートフォンで
利用可能です



火事や災害の映像を
消防隊へ情報提供し
迅速的確な活動に繋がります



届いたショートメッセージに記載の
URLをタップするだけで
利用可能です



GPSを有効にすることで
位置情報が消防局に送られます

※システムの利用料は、通報者負担となりますのでご了承ください

横浜市消防局司令課

TEL 045-334-6725 FAX 045-334-6720 Mail sy-shirei@city.yokohama.jp



特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

区連会の皆様にご協力いただき、各区で順次開催している特別市に関する地域説明会は、これまでに 11 区で開催しました。3 月までに全 18 区で開催する予定です。

<開催状況>

	開催日	開催区
1	8 月 28 日	泉 区
2	11 月 5 日	緑 区
3	11 月 7 日	保土ヶ谷区
4	11 月 27 日	中 区
5	12 月 4 日	神奈川区
6	12 月 9 日	港北区

令和 6 年 12 月末時点

	開催日	開催区
7	12 月 12 日	戸塚区
8	12 月 13 日	西 区
9	12 月 16 日	南 区
10	12 月 17 日	鶴見区
11	12 月 25 日	磯子区

- <内 容> ○「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
○ 意見交換・その他

4 国に対する働きかけの状況

(1) 横浜市の取組

国の令和7年度予算編成が終盤を迎えつつある時機をとらえ、国の予算の確保等を図るため、「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を取りまとめました。

11月21日に、古川直季 総務大臣政務官に対し、特別市の早期法制化の実現に関する要望を行いました。



(左から) 山中横浜市長、古川総務大臣政務官

(2) 指定都市市長会の取組

11月18日に、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を開催し、同日の指定都市市長会議において、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を採択しました。

11月19日に、久元 喜造 神戸市長（会長）・福田 紀彦 川崎市長（プロジェクト担当市長）から村上 誠一郎 総務大臣に「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」を行うとともに、提言（素案）についても説明しました。

(3) 国における動き

特別市などの大都市に関する制度等に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について議論を行うため、学識者などで構成される「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が総務省に設置され、昨年12月16日に第1回の会合が開催されました。

5 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、特別市の実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和6年11月23日（土）14時～16時

会 場：港南区民文化センター ひまわりの郷

参加人数：240人

内 容：	第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
	第2部 座談会	山中 竹春（横浜市長） 原 日出子 さん（俳優） 辻 琢也 さん（一橋大学教授）

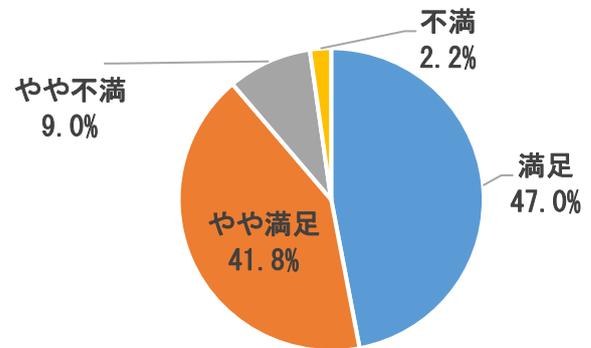
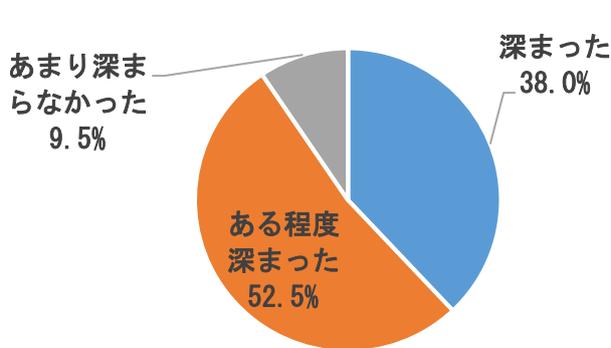
<アンケート結果>

【質問】シンポジウムに参加して、特別市制度について理解が深まりましたか。

【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

深まった・ある程度深まった 90.5%

満足・やや満足 88.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



座談会

6 指定都市市長会シンポジウム

指定都市市長会との共催により、新たな大都市制度について分かりやすくお伝えするため、広く市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

(1) 開催概要

日時：令和7年3月8日（土）14時開始（13時30分開場）

会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【シンポジウム担当】

政策経営局制度企画課 山口・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市

未来の選択

横浜の未来を考える
指定都市市長会
シンポジウム
～新たな大都市制度について～

登壇者



古川 直季氏
総務大臣政務官



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也氏
一橋大学大学院
法学研究科教授

2025 (令和7年) 3/8 土

開始 14:00 開場 13:30

会場 戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール
戸塚区総合庁舎内4階
(JR・横浜市営地下鉄 戸塚駅西口 徒歩約2分)

定員 300名 参加費無料 (事前申込制)

参加申込みは
こちら



お問合せ: 横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

—主催—



—共催—



横浜の未来を考える指定都市市長会シンポジウム

～新たな大都市制度について～

登壇者プロフィール



山中 竹春

横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



古川 直季氏

総務大臣政務官

希望ヶ丘高校、明治大学政治経済学部卒業、同大学公共政策大学院修了。横浜銀行、議員秘書を経て1995年横浜市議員初当選(7期連続26年)、2021年衆議院議員初当選(第49回総選挙)、2024年衆議院議員当選(第50回総選挙)、2024年11月総務大臣政務官に就任(第2次石破内閣)。



辻 琢也氏

一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野: 行政学・地方自治論
主な役職: 内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 3月5日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は**2月26日(水)**までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は**3月6日(木)**までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →



FAX
から

045-663-6561

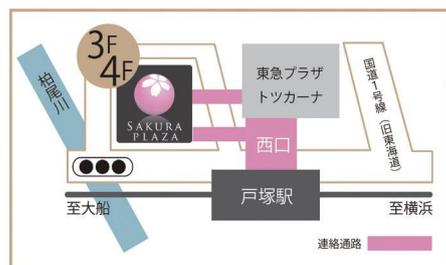
●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。

アクセス

戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール
戸塚区総合庁舎内4階 (横浜市戸塚区戸塚町16番地17)

JR・横浜市営地下鉄
「戸塚駅」西口から
徒歩約2分

※シンポジウムに關しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだ
け電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。



FAX
申込用
記入欄

フリガナ

電話番号

氏名

メールアドレス

年代

19歳以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

居住地

横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート

- ①「特別市」について、知っていますか?
 名称も内容もよく知っている 名称は知っているが、内容は知らない 名称も内容も知らない
- ②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

ご希望の方のみ

車いす席 手話通訳 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は**2月26日(水)**まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン (素案) に関わる
市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

気候変動の影響により全国で水害が激甚化・頻発化しています。

雨に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、これからの下水道による浸水対策をとりまとめた「(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン」を新たに策定します。

このたび、計画素案をとりまとめ、市民の皆様から広くご意見をいただくための市民意見募集を行っていますのでご周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合町内会長会で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてリーフレットを送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和 6 年 12 月 24 日 (火) から令和 7 年 2 月 14 日 (金) まで

(2) 募集方法

オンライン (横浜市電子申請・届出システム)、電子メール、郵送、F A X

(3) リーフレット配布場所

意見募集用リーフレットを配布するほか、市ホームページに掲載します。

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、

下水道河川局マネジメント推進課

オンライン回答



素案 HP



4 その他

広報よこはま 12 月号でお知らせしているほか、記者発表も行っています。

5 スケジュール (予定)

令和 7 年 3 月 市民意見募集の結果公表

計画公表

6 添付資料

(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン (素案) に関する市民意見募集リーフレット

下水道河川局マネジメント推進課

担当 河本、堀田

電話 045-671-2838 /FAX 045-664-0571

メール gk-management@city.yokohama.lg.jp

(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン (素案) の概要

浸水には、河川が溢れて発生する浸水（洪水）と下水道の排水能力が不足することなどにより発生する浸水（内水）があります。本プランは、気候変動を踏まえた今後の下水道による浸水対策の目標や進め方などを定めた計画です。

ポイント① 雨の強さにより、3段階の目標を設定し、防災・減災対策を進めていきます。

- ◆ **防災対策**：下水道施設を整備する基準となる降雨を 1.1 倍に引き上げ、下水道施設を整備
- ◆ **減災対策**：市民の皆様生命や財産を守るため、新たに2段階の目標を設定し対策を推進
 - ・ 1 時間に 100 ミリの降雨で、床上浸水をできる限り防ぐため、雨水の流出抑制などを実施
 - ・ 1 時間に 153 ミリの降雨で、安全な避難行動を促すため、ハザードマップを普及啓発



図1 3段階の目標と対策

ポイント② 新たに「事前防災」の観点で、下水道の施設整備を進めていきます。

- ◆ これまでは浸水が発生した地区を優先して整備してきており、対策が進んできています。
- ◆ 一方、気候変動で雨の降り方が変わってきており、過去に浸水被害が起こってない地区についても浸水シミュレーションを活用し、浸水が想定される地区について下水道施設の整備を進めます。
- ◆ 今後 20 年間で、浸水が想定される地区の中から、浸水した際の影響が大きい地区（約 250 地区）の下水道施設の整備を進めます。
- ◆ 整備を実施する地区は、緊急性や効率性を考慮し、4年ごとに策定する「横浜市下水道事業中期経営計画」で選定します。

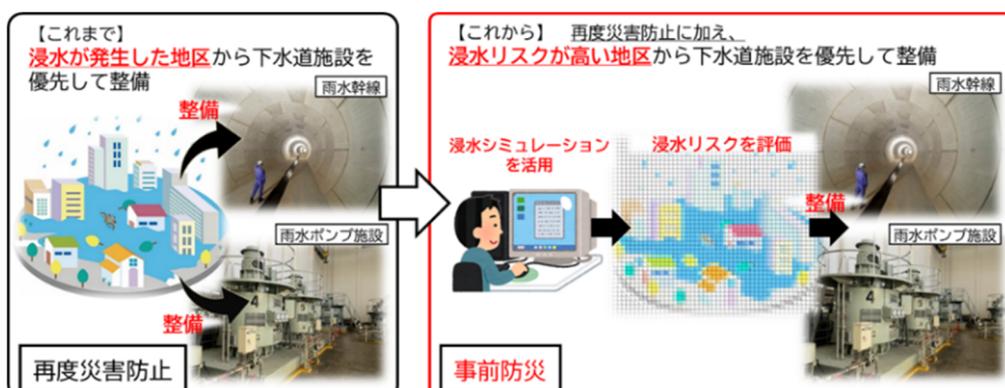
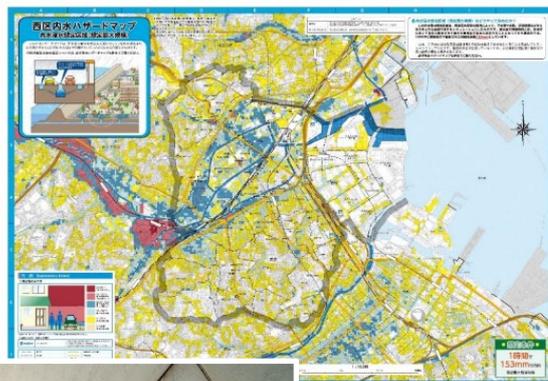
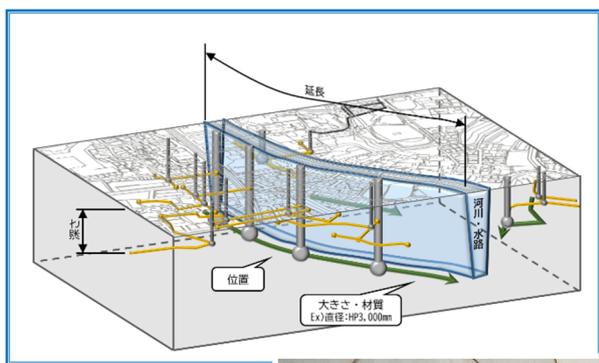


図2 事前防災の推進

(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン (素案) に関する市民意見募集



市民の皆様のご意見を募集します。

意見募集期間：令和6年12月24日（火）から令和7年2月14日（金）まで

1 計画の位置づけ

浸水には、河川から溢れて発生する「外水氾濫」とまちに降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」があります（図1）。下水道は、まちに降った雨水（内水）を排除する役割を担っており、河川等に放流するための雨水管やポンプ場、貯留施設等の施設整備を行っています（図2）。

今回策定する（仮称）横浜市下水道浸水対策プランは、これまでの浸水対策の進捗状況や気候変動の影響を踏まえた雨に強い強靱なまちづくりを一層推進することを目的として、これからの下水道による浸水対策の目標や進め方などを定めた浸水対策のマスタープランです。

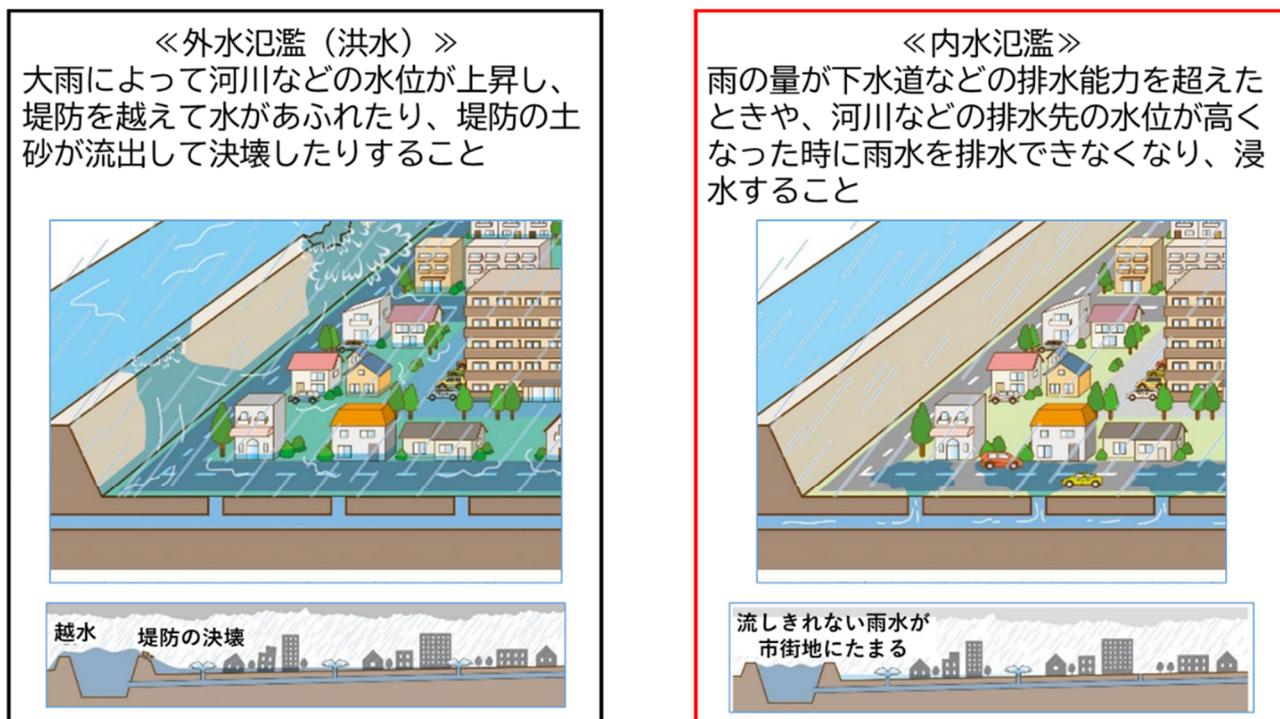


図1 浸水の種類

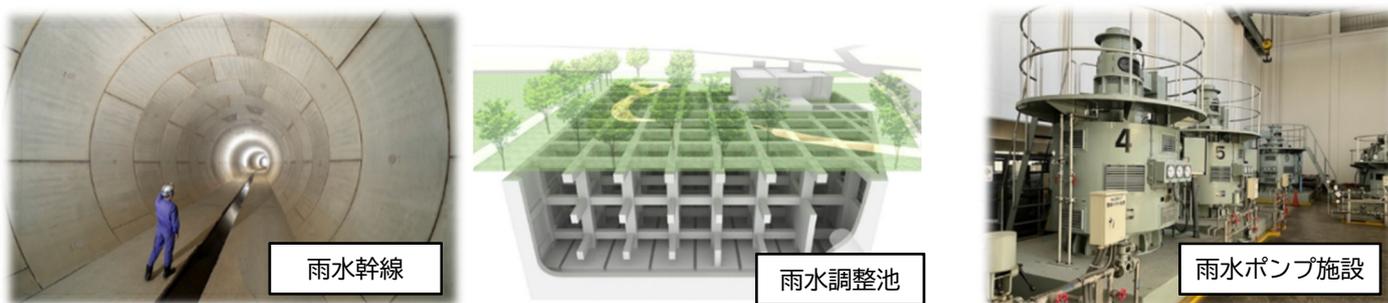


図2 目標整備水準に対する下水道施設の整備

2 浸水対策の現状と課題

これまで再度災害防止の観点で浸水が発生した地区を優先して下水道施設の整備を進めてきており、令和7年度末までに、浸水が発生した地区のうち、約9割で整備が完了する予定です（図3）。

一方で、気候変動の影響により日本全国における1時間あたり50mm以上の強い雨の発生回数は、約50年で1.5倍に増加（図4）しており、国が示す予測では、2040年ごろには本市の降雨量が現在の1.1倍に増加するとされています。

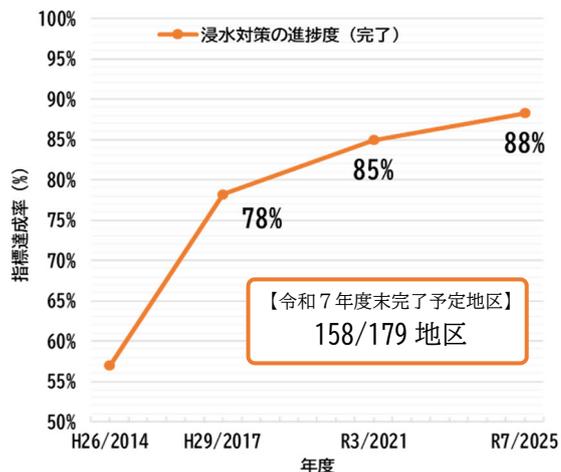


図3 浸水対策の進捗度

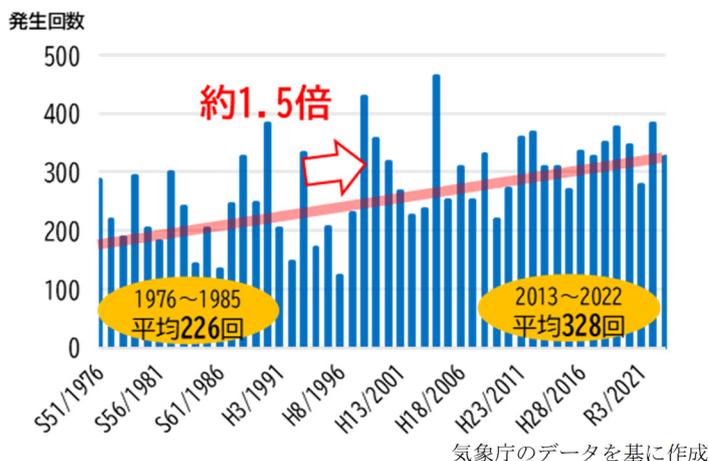


図4 全国の1時間あたり50mm以上の降雨の発生回数推移

3 これからの浸水対策の考え方

気候変動の影響により雨の降り方に変化が生じていることを踏まえ、防災・減災の観点から、新たな防災目標と新たに2つの減災目標を設定し、ハード・ソフトの両面から効率的・効果的に浸水対策を推進していきます（図5）。



※目標整備水準：下水道施設を整備する基準となる降雨

図5 新たな目標の設定

4 防災対策

(1) 目標整備水準の見直し

気候変動の影響により降雨量が増加する予測が示されていることから、国土交通省から示されている降雨量の変化倍率（1.1倍）をもとに、これまでの目標整備水準を引き上げ、雨水幹線やポンプ場、貯留施設等の下水道施設の整備を強化していきます（図6）。

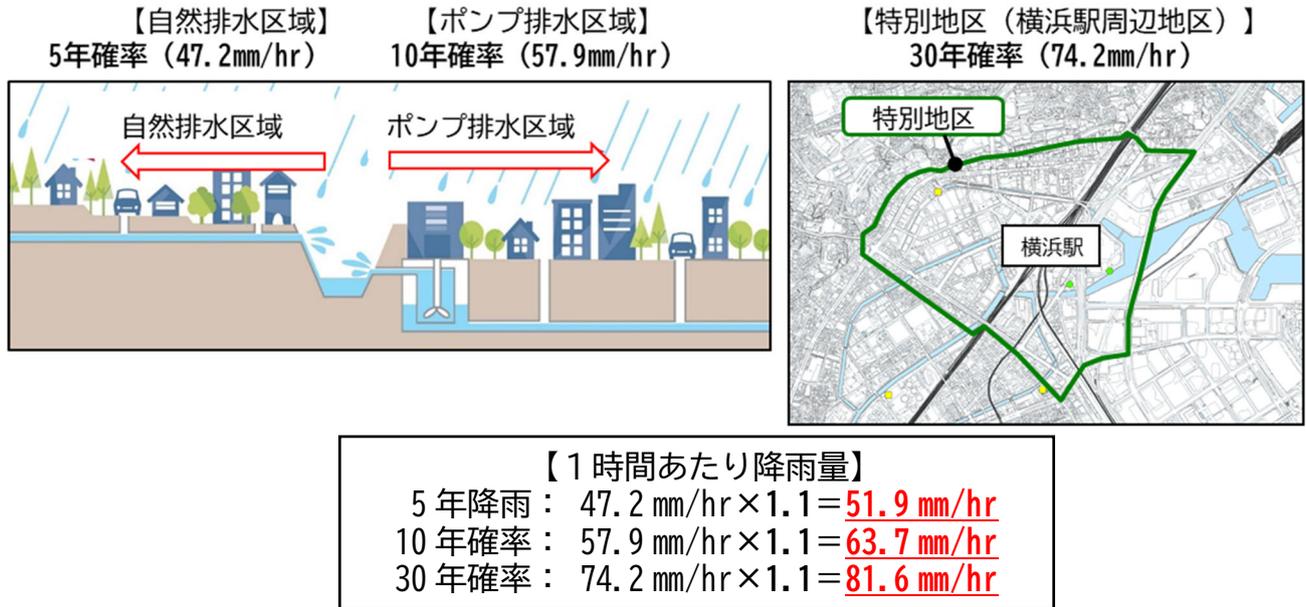


図6 気候変動を踏まえた目標整備水準

(2) 事前防災の観点による浸水対策の推進

これまでの「再度災害防止」の観点に加え、今後は「事前防災」の観点から本市特有の精緻な浸水シミュレーションを活用して浸水リスクを評価し、浸水リスクの高い地区から優先順位を定め、下水道施設整備を推進していきます（図7）。

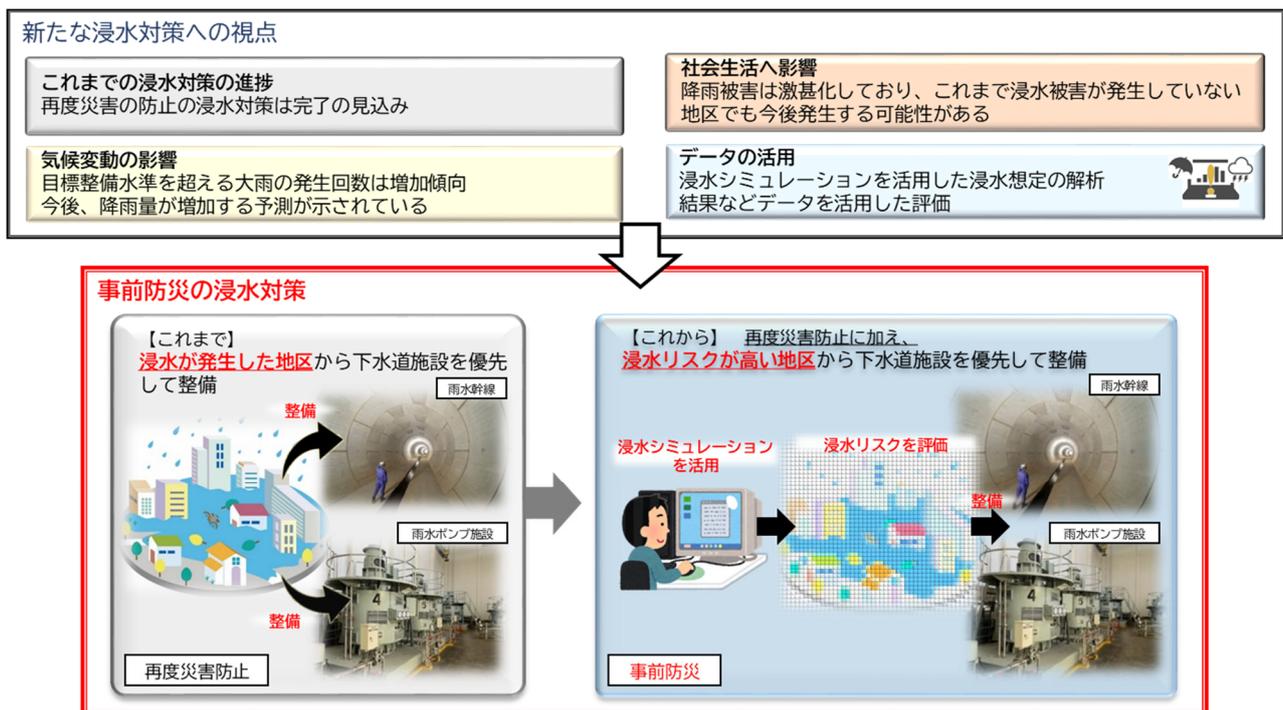


図7 事前防災の観点による浸水対策の考え方

(3) 浸水リスクの評価

浸水リスクは、雨水の流れをもとに市域を 6,122 地区に分割し、「浸水想定」と「浸水の影響度」によって評価を行います（図 8）。「浸水想定」は、浸水シミュレーションを活用して算出した浸水想定の高さや深さ、「浸水の影響度」とは、人口や資産などの分布状況に加え、浸水した際に特に影響が大きい地下街・地下施設、鉄道駅、災害時要援護者施設、防災関連施設の分布状況を使用し、マトリクスによって浸水リスクを評価します（図 9）。

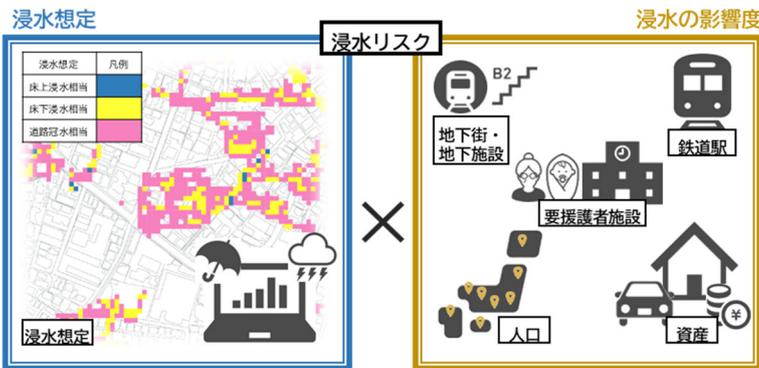


図 8 浸水リスクの評価

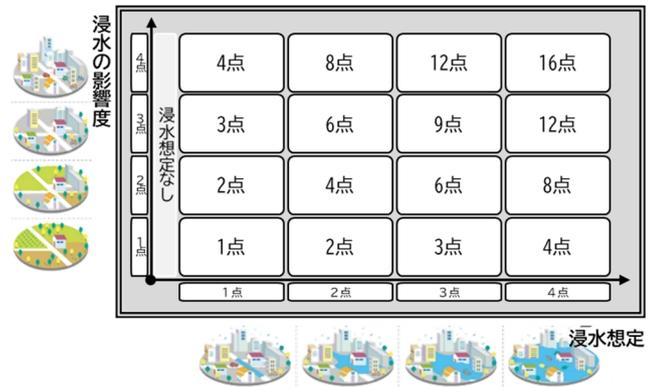


図 9 マトリクスによる浸水リスクの評価

(4) 本プランにおける整備実施地区

浸水リスク評価に基づき、浸水リスクの高い地区から下水道施設を整備していきます。本プランは概ね 20 年後を目標に、最も優先度が高い 252 地区の面整備（枝線整備）やその地区を受け持つ 16 幹線を優先して整備（図 10）し、概算事業費は約 1,600 億円の見込みです。なお、浸水対策の整備実施地区は、浸水リスク評価に基づく優先度に加え、緊急性や効率性も考慮して、本市の財政ビジョンや中期計画とも整合を図り、横浜市下水道事業中期経営計画策定ごとに選定していきます（図 11）。

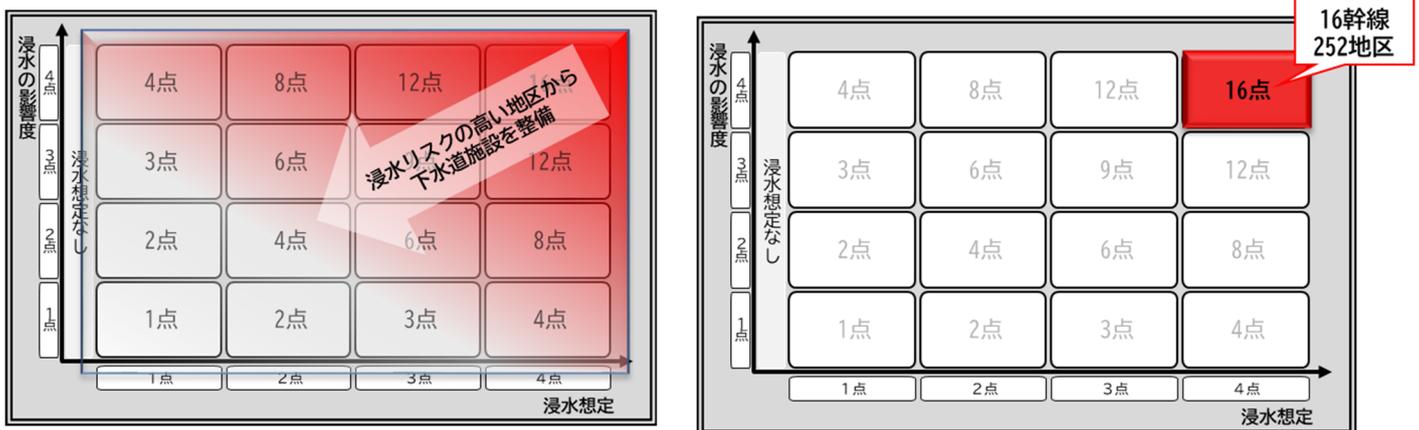


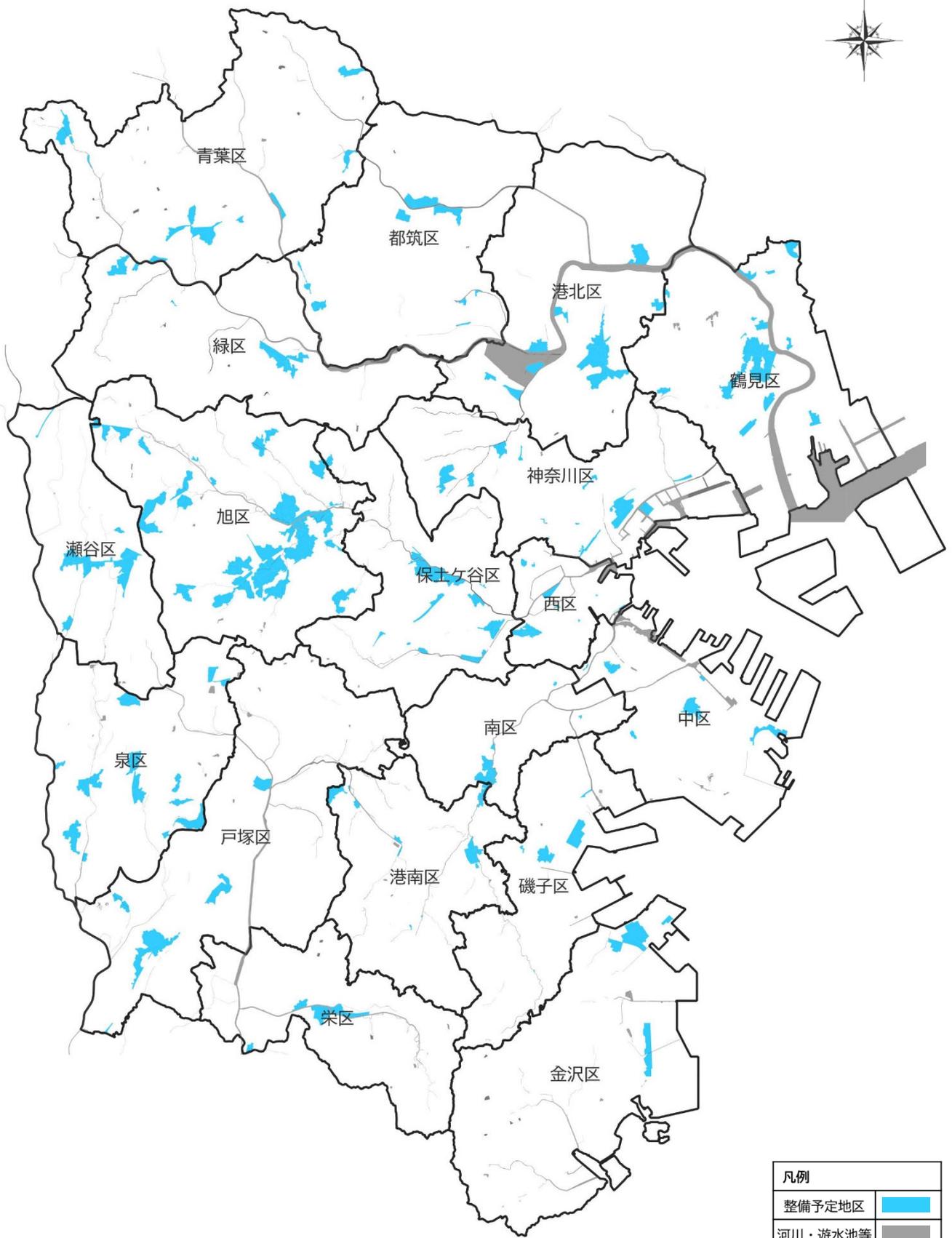
図 10 施設整備の優先度の考え方と本プランにおける整備対象地区



※緊急性：浸水の実績、浸水被害の状況、水路の老朽化 など
 ※効率性：他事業の計画、まちづくり など

図 11 整備実施地区選定の考え方

整備予定地区



凡例	
整備予定地区	
河川・遊水池等	

5 減災対策

目標整備水準を超える降雨に対して浸水被害の軽減を図るため、市民の皆様の生命・財産を守る観点から、新たに「甚大な被害を防ぐ目標」と「命を守る目標」を設定し、減災対策を進めていきます。

(1) 甚大な被害を防ぐ目標と対策（100 mm/hr・床上浸水の概ね防止）

甚大な被害を防ぐ目標は、1時間あたり100mmの降雨で床上浸水を概ね防止することとします。

この目標の達成に向けては、目標整備水準に対する施設整備が大きな効果を発揮することから、施設整備を着実に進めるとともに、施設整備を行っても床上浸水が想定される地区に対しては、既存ストックの有効活用、雨水流出抑制対策、ソフト対策を推進していきます（図12）。

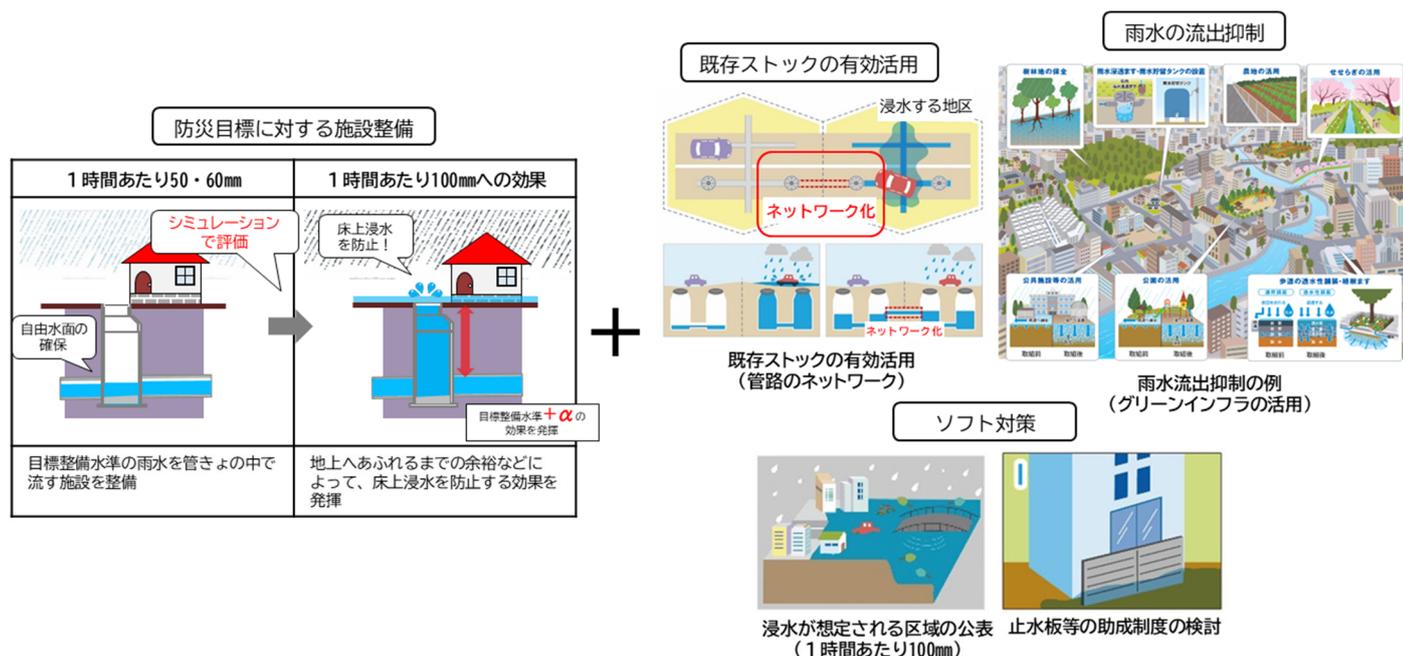


図12 甚大な被害を防ぐ目標に対する主な対策

(2) 命を守る目標と対策（153 mm/hr・安全な避難の確保）

命を守る目標は、国から示されている横浜における想定し得る最大規模[※]の降雨である1時間あたり153mmの降雨で安全な避難を確保することとします。

この目標の達成に向けては、引き続き、全戸配布されている内水ハザードマップの普及啓発など、自助・共助の促進に向けたソフト対策を推進していきます（図13）。

※「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」（平成27年7月 国土交通省 水管理・国土保全局）にから設定

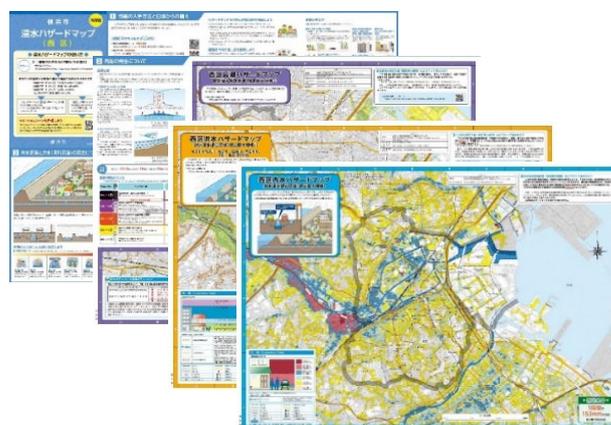


図13 浸水ハザードマップ

◆ ご意見の提出方法

1 横浜市電子申請・届出システムによるご意見提出【推奨】

横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1e59b8ff-943f-4b71-82f0-58925e5e5a3d/start>



2 電子メール、FAX、郵送によるご意見提出

電子メール、FAX、郵送でご提出いただく場合はご意見いただく項目、掲載ページ、居住区、年代、横浜市下水道浸水対策プラン（素案）に関するご意見である旨を明記した上でお送りください。

【送付先】

電子メール：gk-shinsuiiken@city.yokohama.lg.jp

F A X：045-664-0571

郵 送：〒231-0005 横浜市下水道河川局マネジメント推進課 宛

※郵送の場合は、令和7年2月14日（金）の消印まで有効とさせていただきます。

送料はご負担ください。

◆ 注意事項

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。

提出の際には、居住区、年代をご記入ください。

お寄せいただいたご意見・個人情報については今回の横浜市下水道浸水対策プランの策定にのみ使用し、その他の用途には使用しません。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方等は個人情報を除き、本市ホームページで公表する予定です。

ご意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

横浜市下水道浸水対策プランは以下の場所でご確認いただけます。

- 市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/bousai/keikaku.html>

- 各区役所 広報相談係

- 市民情報センター（横浜市庁舎3階）

- 下水道河川局マネジメント推進課（横浜市庁舎24階）



区役所へのデジタル機器の設置について【情報提供】

1 趣旨・概要

横浜市中期計画や横浜 DX 戦略に掲げた「書かない、待たない、行かない区役所」を実現するため、また、マイナンバーカードを活用したデジタルの利便性を市民の皆様により実感していただくため、住民票の写し等の証明書の取得の際に活用できるデジタル機器を区役所に設置します。

2 依頼事項

- 【区 連 長】御承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

3 区役所に設置するデジタル機器

(1) 証明書発行端末機の設置

全区役所に証明書発行端末（コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機）を設置します。この端末では、マイナンバーカードを使用し、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書が、窓口よりも 50 円安く（戸籍証明は除く）、かつ、短時間で取得できます。

市民の皆様は、証明書発行端末機による証明書取得（コンビニ交付サービス）の利便性を体験いただくことで、皆様の大切な時間をお返しします。なお、コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストア等でも御利用いただけます。

- 設置期間：令和 6 年 11 月以降順次～令和 8 年度末（予定）
- コンビニ交付対象証明書：
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書
戸籍証明書、戸籍の附票の写し
- 手数料
250 円（ただし、戸籍証明書は 450 円）
- 区役所に設置している端末の支払方法
キャッシュレス決済のみ（PayPay、交通系 IC）

<証明書発行端末>



【コンビニ交付サービス HP の二次元コード】

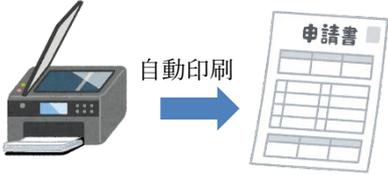


(2) 申請書自動作成システム（自動読取機）の設置

マイナンバーカード等から住所・氏名等の情報を読み取り、申請書に自動転記する「申請書自動作成システム」（自動読取機）を全区戸籍課に設置しました。今年度末から申請のピークを迎えるマイナンバーカードの電子証明書の更新手続に活用し、申請書の作成時間を大幅に削減※することで、市民の皆様の御負担を軽減します。

※R 5年度に一部の区戸籍課で試行設置し、効果検証を行った結果、手書きによる申請書記入に比べ、作成時間が 50%削減

<申請書自動作成システム利用手順>

STEP 1	STEP 2	STEP 3
 タブレットパソコン	 マイナンバーカード等 申請書自動作成システム	 プリンター 申請書
申請書を選択	マイナンバーカードの読み取り (運転免許証、在留カード等も利用可)	氏名、住所等が印字された 申請書を自動印刷

※機器は各区役所の状況等に応じ、待合フロアに設置（来庁者の方が操作）、または、窓口内部に設置（職員が操作）

担当 市民局窓口サービス課
會田、西尾

TEL : 045-671-2177

Email : sh-miryoku@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長
磯子区社会福祉協議会事務局長

令和 6 年度「スイッチ ON 磯子地区別計画推進発表会」の開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

日頃から、磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、各地区で行っている取組を共有することで、今後のスイッチ ON 磯子地区別計画の推進に役立てていただく機会とすることを目的に、各地区での取組発表会を開催いたしますので、ご案内いたします。

どなたでも参加可能で、事前申込不要ですので、自治会町内会役員等の皆様に奮ってご参加いただきたく、ご周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛て資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 発表会の概要

(1) 発表会

令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 2 時 00 分～3 時 45 分（午後 1 時半開場）
磯子公会堂 ホール（講堂）

(2) 内容

- ・各地区での取組発表及び意見交換
- ・ファシリテーター：西尾 敦史氏（学校法人東邦学園 愛知東邦大学 教授）
- ・発表地区：磯子地区、杉田地区、上笹下地区

※発表の順番は今後決定します。

参考：毎年 3 地区ごとに取組を発表しています。

令和 4 年度 根岸地区、岡村地区、屏風ヶ浦地区

令和 5 年度 洋光台地区、滝頭地区、汐見台地区

4 ご参加いただける方

どなたでもご参加いただけます。

5 お申込みについて

事前申込は不要です。当日直接会場にお越しください。



担当：磯子区福祉保健課 事業企画担当 朝日・伊東

TEL 750-2442

FAX 750-2547

Eメール：is-fukuhokeikaku@city.yokohama.lg.jp

令和6年度 スイッチON磯子 地区別計画推進発表会

磯子区は9地区で様々な取組を行い、地区別計画を推進しています。

今年は 磯子、杉田、上笹下 の3地区の取組を発表します。

- 日時 : 令和7年3月4日(火)
14:00~15:45 (13:30開場)
- 場所 : 磯子公会堂 ホール
- 内容 : 各地区の発表及び意見交換
(ファシリテーター 西尾敦史氏 愛知東邦大学 教授)

事前予約なし
(直接会場にお越しください)

※第4期計画中は毎年3地区ごとに取組を発表してきました
令和4年度 根岸地区・岡村地区・屏風ヶ浦地区
令和5年度 洋光台地区・滝頭地区・汐見台地区



《連絡先》 磯子区福祉保健課事業企画担当 TEL : 045-750-2442
Email : is-fukuhokeikaku@city.yokohama.lg.jp
磯子区社会福祉協議会 TEL : 045-751-0739
Email : info@isoshakyo.com

「いそごポケット～磯子区統計白書～令和6年度版」

冊子データは磯子区ホームページよりご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/tokei/tokei/hakusho/>



磯子区連合町内会長会資料
令和7年1月17日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

第10回磯子区民輪投げ大会の開催について【協力依頼】

1 事業の趣旨

磯子区民を対象とした区民輪投げ大会を開催します。個人からグループまで誰でも気軽に参加できる大会です。地区連合定例会での周知にご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 大会の概要

日時：令和7年3月9日（日） 9時30分～12時

場所：磯子センター体育館

定員：先着96名（区内在住・在勤・在学）

参加費：無料

持ち物：室内用シューズ

4 お申込みについて

【申込方法】・チラシ（別紙）裏面の申込書を地域振興課に持参またはFAX

・電話またはメールで必要事項を連絡

【申込期限】令和7年2月3日（月）

【ホームページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/manabi/sports/suposu.html



担当：磯子区地域振興課 大竹・吉田

電話：750-2395 Fax：750-2534

E-mail：is-sports@city.yokohama.lg.jp

第10回

磯子区民

輪投げ大会



参加者大募集!!

募集期間：令和7年1月11日（土）～令和7年2月3日（月）

日時：令和7年3月9日（日）

9時30分～12時（9時15分受付）

場所：磯子センター（磯子区磯子3-1-41）

定員：先着96名（区内在住・在勤・在学）

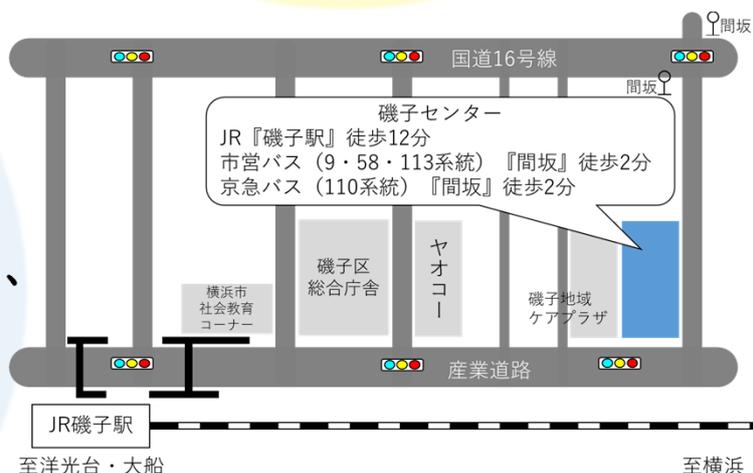
参加費：無料！！

持ち物：室内用シューズ

※大人から子どもまで

個人でもグループでも申込可！

※投げる距離は小学校5年生未満は2m、
それ以外の方は3mです。



申込方法：裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メール等で事務局までお申し込みください。

※磯子区役所ホームページからもダウンロードできます。

「磯子区スポーツ推進委員」で検索してください。

事務局：磯子区スポーツ推進委員連絡協議会事務局

〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

TEL：750-2395 FAX：750-2534

MAIL:is-sports@city.yokohama.lg.jp

主催：磯子区スポーツ推進委員連絡協議会

磯子区民輪投げ大会 申込書

郵 送：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会事務局

F A X：750-2534

メール：is-sports@city.yokohama.lg.jp

申込方法：郵送、FAX、メール等で磯子区スポーツ推進委員連絡協議会事務局宛にお送りください。

同意事項：下枠の注意事項・個人情報の取り扱いをよくお読みになり、御記入下さい。

記 入 事 項				確認事項
1	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			
	T E L		F A X	
	住 所	〒 ー		
	メールアドレス			
2	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			
3	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			
4	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			
5	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			
6	ふりがな			小学校5年生 以上・未満 ※どちらかに○を付けてください
	名 前			

【 個人情報の取り扱いについて】

- 個人情報の利用目的
ご記入いただいた個人情報は、当大会にかかる連絡・名簿作成・傷害保険加入のために利用します。
- 個人情報の第三者提供について
ご記入いただいた個人情報について、第三者へ提供することはありません。
- 個人情報をご提供いただかない場合の取り扱い
必要事項をご記入いただけない場合、お申込みいただけない場合があります。

【 注 意 事 項 】

- 原則として6人/1グループで行います。(申込人数により変動あり)
- ※申込人数により、グループ申込でも、別グループになる場合があります。ご了承ください。
- 参加を受けつけた際は、メールまたは電話にて御連絡いたします。
- 申込時に既に定員を超えていた場合は事務局より御連絡いたします。

地域防災セミナー

誰ひとり取り残さない
地域の防災を考えよう

参加費
無料

令和7年2月17日(月)

時間

13:00~15:15

会場

磯子区民文化センター杉田劇場

定員

先着300名様

(どなたでもお申込みいただけます)

講師

駒澤大学文学部社会学科教授 川上 富雄氏

【講師プロフィール】1990年同志社大学文学部卒業、岡山県社協、広島県社協、日本社会事業大学、川崎医療福祉大学勤務を経て、2009年より駒澤大学。地域福祉、社会福祉協議会や民生児童委員の活動論、地域防災と地域福祉などを研究。



地域福祉保健計画
スイッチON
案内役「梅さん」

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



近年では地震以外にも、台風や大雨による災害も頻発におこり、激甚化しています。災害は事前に備えておくことが重要になります。“わがまち磯子”の防災を地域で備えるためにはどのようにしたらよいのか一緒に考えましょう!

お申込み・お問合せ

いそご地域活動ホームいぶき

☎ 045-778-1228

平日 9:00~17:00

裏面の申込用紙・お電話またはWEBから
お申込みいただけます。

WEBでのお申込はこちら



045-778-6595



FAX 045-778-6595

【お申込み・お問い合わせ先】 *2月14日までにお申し込みください

いそご地域活動ホームいぶき 担当:渡邊

TEL 045-778-1228

『誰ひとり取り残さない地域防災を考える』

2025年2月17日(月)13:00~15:15

横浜市磯子区民文化センター 杉田劇場(らびすた新杉田 4F)

参加申込書

(必須)

ふりがな
氏名

(必須)

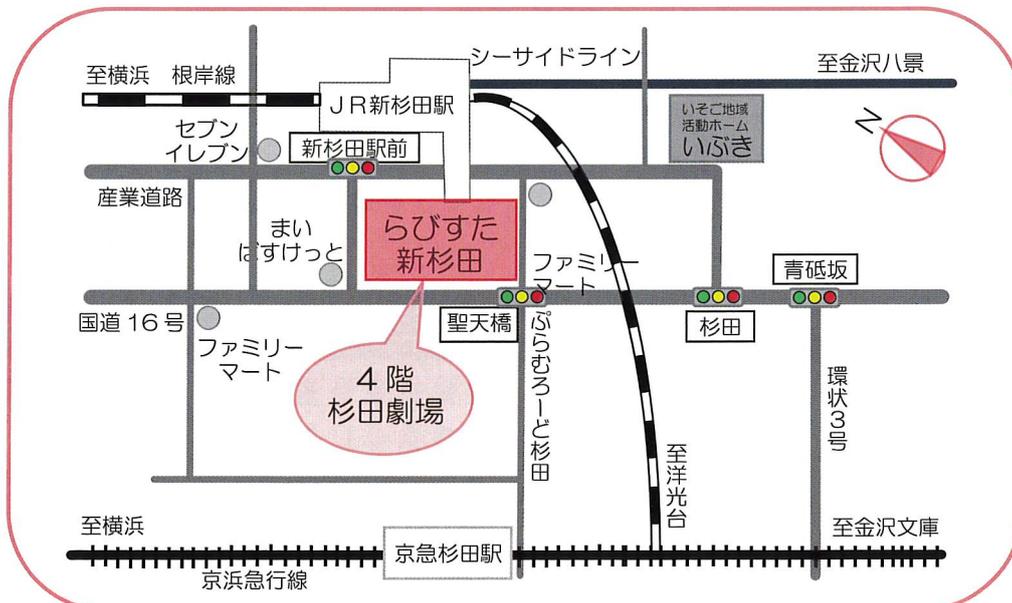
TEL

連絡先 MAIL

*受付後、定員を超えた場合のみご連絡いたします。いただいた個人情報とは本事業の連絡時以外に使用することはありません。

■交通のご案内(専用の駐車場はございません。なるべく公共交通機関をご利用ください。)

- ・JR・横浜シーサイドライン「新杉田駅」下車徒歩3分。
- ・京浜急行「杉田駅」下車、徒歩5分。
- ・お車でお越しの場合、「らびすた新杉田」内の有料駐車場にお入りください。
- ・杉田劇場をご利用の方には、駐車券を販売しております。ご入用の方は受付でお申し出ください。



URLのクリック、ちょっと待って! そのメールやSMS*は本物ですか?

宅配事業者名で「再配達の手続きはこちらへ」とメールが届いた。本物のメールだと思い、記載のURLをクリックし、クレジットカード番号などを入力した。その後、7万円の覚えのない請求が届いた。

(相談者:70歳代 男性)

宅配事業者、クレジットカード会社、通販サイトなどの実在する組織をかたり、ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報をだまし取る“フィッシング”が多発しています。

メールやSMS*に記載されたURLは安易にクリックせず、公式サイトやアプリからアクセスしましょう。

※SMS:ショートメッセージサービス

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑️ 携帯電話等の迷惑メール対策機能を活用する!
- ☑️ 事業者の公式サイトでフィッシングに関する情報がないか確認する!
- ☑️ 個人情報を入力してしまったら、すぐにクレジットカード会社等に連絡する!

